

# 平成30年度市町村単独不妊治療費助成事業のご案内

掲載している市町村以外でも実施している場合があります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

No.	市町村名	対象治療				助成内容(★は県の助成制度に準じる)			所得制限 (夫婦合算)	電話番号
		体外受精・顕微授精	一般不妊治療	人工授精	男性不妊	助成上限額	通算助成期間	上限回数		
1	石巻市	○			○	1. 県の助成を受けた特定不妊治療に対して10万円/回 2. 県の助成を受けた男性不妊治療に対して10万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0225-95-1111 (内線2422)
2	塩竈市	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 022-364-4786
3	気仙沼市	○			○	1. 凍結胚移植以外15万円/回 2. 凍結胚移植等7.5万円/回 3. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、15万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	★	★	730万円未満	健康増進課 0226-21-1212
4	白石市	○			○	1. 10万円/回 (男性不妊治療分は除く) 2. 男性不妊を行った場合は上記1に加えて、10万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0224-22-1362
5	名取市	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊治療5万円/回	★	★	730万円未満	保健センター 022-382-2456
6	角田市	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0224-62-1192
7	岩沼市	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊の手術を行った場合は、1回の治療につき10万円を助成	★	★	730万円未満	健康増進課 0223-22-1111
8	登米市	○			★	10万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0220-58-2116
9	栗原市	○			★	10万円/回	★	★	730万円未満	子育て支援課 0228-22-2360
10	東松島市	○			★	県の助成を受けた治療に対して15万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0225-82-1111
11	蔵王町	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	子育て支援課 0224-33-2122
12	七ヶ宿町	○				10万円/年	2年	なし	650万円未満	保健センター 0224-37-2331
13	大河原町	○			★	10万円/年	5年	1回/年	730万円未満	健康推進課 0224-51-8623
14	村田町	○			○	1. 県の助成を受けた治療に対して10万円/回 2. 男性不妊(県と同じ対象者に)10万円/回	★	★	730万円未満	健康福祉課 (保健センター内) 0224-83-2312
15	柴田町	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊(県と同じ対象者に)5万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0224-55-2160
16	川崎町	○			○	1. 県の助成を受けた治療に対して10万円/回 2. 男性不妊治療を行った場合、上記1に加えて10万円/回	★	★	730万円未満	健康推進係 0224-84-6008
17	丸森町	○				県の助成を受けた治療に対して10万円/回	5年	★	730万円未満	保健福祉課 0224-51-9903
18	亘理町	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	健康推進課 0223-34-0524
19	山元町	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	保健福祉課 0223-37-1113
20	松島町	○			★	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回	★	★	730万円未満	健康長寿課 022-355-0703
21	七ヶ浜町	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、10万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	★	★	730万円未満	健康増進課 022-357-7448
22	利府町	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊治療10万円/回	★	★	730万円未満	保健福祉課 健康づくり班 022-356-1334
23	大郷町	○			○	1. 凍結胚移植以外10万円/回 2. 凍結胚移植等5万円/回 3. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、10万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	★	★	730万円未満	保健福祉課 022-359-5507
24	大衡村	○			○	1. 凍結胚移植以外15万円/回 2. 凍結胚移植等7.5万円/回 3. 上記1のうち、初回の治療に限り30万円まで助成 4. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、15万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	★	★	730万円未満	健康福祉課 022-345-0253
25	色麻町	○			★	20万円/年	★	★	730万円未満	保健福祉課 0229-66-1700
26	加美町	○			★	県の助成を受けた治療に対して10万円/回	★	★	730万円未満	保健福祉課 0229-63-7871
27	涌谷町	○			★	10万円/回	★	★	730万円未満	健康課健康づくり班 0229-43-5111
28	美里町	○			★	10万円/回	★	★	730万円未満	健康福祉課 0229-32-2945
29	女川町	○			○	1. 凍結胚移植等15万円/回 2. 上記1のうち、初回の治療に限り30万円まで助成 3. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1のほか、15万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	制限なし	制限なし	所得制限なし	女川町健康福祉課 (保健センター) 0225-53-4990
30	南三陸町	○			○	1. 凍結胚移植以外15万円/回 2. 凍結胚移植等7.5万円/回 3. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、15万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	★	★	730万円未満	保健福祉課 0226-46-5113
★	宮城県	○			○	1. 凍結胚移植以外15万円/回 2. 凍結胚移植等7.5万円/回 3. 上記1のうち、初回の治療に限り30万円まで助成 4. 男性不妊の手術を行った場合は、上記1及び2のほか、15万円まで助成/回(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)は除く)	制限なし ただし、H27までに通算5年間助成を受けている場合は対象外	初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40歳未満・・・6回 40歳以上・・・3回 ※43歳以上で開始した治療は対象外	730万円未満	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 022-211-2532

※対象治療の男性不妊に★がついている場合は、男性不妊分としての助成金は別途設けていないが、男性不妊の手術に要した費用を含めた金額が助成対象になっています。

※対象治療の詳細説明はこちら 「不妊症Q&A よくあるご質問」(一般社団法人日本生殖医学会HPへリンク) <http://www.jsrm.or.jp/public/index.html>

★県の助成制度についてはこちら <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hunintiryout.html>